

# 市議会だより

# GOJO

No.80

発行 五條市議会 編集 議会広報編集委員会

令和3年(2021年)8月1日

(大川橋上空から見た吉野川)

## 令和3年五條市議会第2回臨時会及び

## 第2回6月定例会の概要

令和3年第2回臨時会は、会期を4月23日の1日間と決定し、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策事業等に関する補正予算等についての提出議案の説明を受け、それぞれ議案審議及び議決を行い、閉会しました。

令和3年第2回6月定例会は、6月7日に開会、会期を6月30日までの24日間と決定し、理事者からの市政の報告と提出議案の説明を受けました。

本定例会も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、「一般質問の自粛」を申し合わせ、一般質問を行いませんでした。

本定例会には、五條市立認定こども園設置条例の制定について等21議案が提案され、それぞれ慎重審議を行い、6月29日に議事が全部終了し、閉会いたしました。

### 目次

臨時会・定例会の概要	1ページ
総務文教常任委員会の報告	2ページ
厚生建設常任委員会の報告	3ページ
議決結果ほか	4ページ

## 総務文教常任委員会

6月定例会で本委員会に五條市立認定こども園設置条例の制定、工事請負契約の締結、令和3年度五條市一般会計補正予算（第3号）議定、令和3年度五條市一般会計補正予算（第4号）議定の4議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

### 五條市立認定こども園設置条例の制定について

**委員** 定数は。

**答弁** A園200名程度、B園100名程度、C園80名程度と想定している。

**委員** 必要な事項は市長及び教育委員会が定めるとあるが、定める時期と内容は。

**答弁** 今年の秋に園児を募集するため、それまでに保育料や保育時間等、細かな内容については、今までの幼稚園、保育園を参考にしながら決定する予定である。

**委員** 認定こども園のコンセプトは。

**答弁** コンセプトは、明るく楽しくたくましくとし、園名は公募により、選定理由を地域の宝である本市の子供の未来、夢、希望を園名とした。

**委員** 園児一人当たりの教室の面積は。

**答弁** 一人当たりの教室の面積は、法律で定められており、基準を守って設定している。

**委員** 園児の送り迎えは。

**答弁** 保護者の負担で送り迎えをお願いすると説明している。

**工事請負契約の締結について（仮称）五條C認定こども園**

**委員** 入札に参加できる資格のある業者数は。

**答弁** 県内に本店を有する業者数は26者である。

**委員** 工事中工時における地元の方への説明は。

**答弁** 自治会長を通じ回覧等を行い、また近隣の方には説明させていただき予定である。

### 令和3年度五條市一般会計補正予算（第3号）議定について

**委員** 地域公共交通利便増進実施計画の住民の意向調査や計画の周知方法は。

**答弁** 本市の公共交通に関し、市民1,500世帯を無作為に抽出しアンケートを実施している。また、計画の周知方法については、広報五條やホームページ等により広く周知している。

**委員** 子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者は。

**答弁** 令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当受給者で、令和3年度の住民税均等割が非課税である方並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税者と同様の事情にあると認められる方が対象である。

**委員** 申請は必要であるか。

**答弁** 令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当受給者は申請不要であるが、それらの受給者でない対象児童を養育している方並びに公務

員の方で支給対象となる方等は申請が必要である。

### 令和3年度五條市一般会計補正予算（第4号）議定について

**委員** 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金対象者について。

**答弁** 8月末現在、生活支援資金の緊急小口資金、もしくは総合支援資金を合わせて上限額に達した貸付けが利用できない対象者である。

**委員** 申請は必要であるか。

**答弁** 申請は必要であり、審査を行った上で決定する。

**委員** 支給限度額は。

**答弁** 単身世帯は月額6万円、2人世帯は8万円、3人以上世帯は月額10万円であり、支給期間は7月以降の申請月から3か月である。



みらいこども園(本町3丁目1番13号)



# 厚生建設常任委員会

6月定例会で本委員会に五條市更生支援の推進に関する条例の制定、五條市印鑑条例の一部改正、市道路線の廃止の3議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

## 五條市更生支援の推進に関する条例の制定について

**委員** 条例の制定に至った経緯は。

**答弁** 再犯の防止等の推進に関する法律が平成28年12月14日に公布、施行されたが、その中で国は、再犯の防止に関する施策を合理的に策定し、実施する責務があるとされるとともに、市町村においても、再犯防止に関し地域に応じた施策を策定し実施する責務があり、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされている。また県において、奈良県更生支援の推進に関する条例を令和2年4月1日に施行し、それに基づき同年7月に、一般財団法人かがやきホームが設立され、罪に問われた者等の社会復帰を支援しており、本市

も出所者の雇用先の、所在地及び住所地の自治体として、当該事業に積極的に協力している。本市でもこれらの事業に協力する中で、法律が策定を努力義務とする地方再犯防止推進計画と位置づけられるものとして、新たな条例を制定することに至った。

**委員** 更生支援の事業が市民の理解が得られず、反対するという意見書が提出されていることについて市の考えは。

**答弁** 現在は、更生支援の事業に関しての反対意見はないと考えている。

**委員** 何かが起こったときの市の対応は。

**答弁** 五條警察署との連携の下、すぐに警察官を派遣できる体制としている。本条例は本市全ての地域を対象としており、罪に問われた者等の困りごとに対する支援を行うっていく条例である。

**委員** 県内で同様の条例を制定している自治体は。

**答弁** 奈良県が令和2年4月1日から、また、奈良市が令和3年4

月1日からそれぞれ施行している。

**委員** 本市独自の条例制定の必要性は。

**答弁** 法律により、地方再犯防止推進計画を定めることが地方自治体の努力義務とされている。全国で4例目となるが、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じた課題に対して、保護司会及び更生保護女性会を含めた民間のあらゆる団体が、共通の目的を持って協働して取り組んでいくために、基本理念を共有することが最も重要であり、それを形にした条例が必要である。

**委員** 条例制定をする時期が早いことについて。

**答弁** 法律に基づき早く条例を制定することにより、社会の秩序が守られ安全で安心して暮らすことができる。保護司会及び更生保護女性会も全面的に協力することで進んでいる。

**委員** 市民の安全につながることに關する記載箇所について。

**答弁** 第2条第2号の更生支援の定義として、罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置または活動をいう。また、再犯防止という表現を使わずに、罪に問われた者等に円滑な社会復帰の促進と

いう表現によって同様の意味を表しており、それにより全ての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していくという趣旨の条例である。

## 五條市印鑑条例の一部改正について

**委員** 多機能端末機によって取得できる証明書の種類は。

**答弁** 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書の6点である。

**委員** 交付手数料と時間帯は。

**答弁** 交付手数料は市役所窓口と同額で、交付可能な時間は、午前6時30分から午後11時までである。

## 市道の廃止について

**委員** 廃止理由は。

**答弁** 近傍路線が整備され一般交通に供する必要がなくなったためである。



# 令和3年五條市議会第2回臨時会及び第2回6月定例会の議決結果

(以下は、全議員賛成のもと原案通り可決・同意した議案)

議案名	議案の概要
《第2回臨時会》専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)	地方税法等の改正に伴い、令和3年度の市税の課税に急を要したため(令和3年4月1日から施行)
《第2回臨時会》専決処分の報告、承認を求めることについて(令和2年度五條市一般会計補正予算(第11号))	補正予算額 13,030千円(令和3年3月31日付け退職者への退職手当の増額の予算措置に特に緊急を要したため)
《第2回臨時会》令和3年度五條市一般会計補正予算(第1号)議定について	補正予算 244,500千円(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関係)
五條市立認定こども園設置条例の制定について	五條市立認定こども園整備基本計画に基づき、五條市立認定こども園を設置するため。(令和4年4月1日から施行)
五條市更生支援の推進に関する条例の制定について	罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりを推進し、更生を志す者を含む全ての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため。(公布の日から施行)
五條市介護保険条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症対策に係る介護保険料の減免措置を令和4年3月31日まで延長して実施するため(公布の日から施行し、附則第10条の規定は令和3年4月1日から適用)
五條市印鑑条例の一部改正について	多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため(規則で定める日から施行)
市道路線の廃止について	近傍路線が整備され、本路線は一般交通に供する必要がなくなったため(市道大野新田6号線)
工事請負契約の締結について	(仮称)五條〇認定こども園整備改修工事(契約金額348,700千円)
令和3年度五條市一般会計補正予算(第2号)議定について	補正の内容 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫支出金25,300千円
令和3年度五條市一般会計補正予算(第3号)議定について	補正予算額 105,570千円 企画費、自治振興費、児童福祉総務費、予防費、土木総務費、道路維持費の補正
令和3年度五條市一般会計補正予算(第4号)議定について	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 国庫支出金16,300千円
五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	石田榮仁郎氏、河田智樹氏、辻 信彦氏、間林耕司氏、岡 伸子氏、福谷健夫氏、平山邦男氏に委嘱することに同意(任期:令和3年10月1日から2年間)
五條市固定資産評価員の選任について	人見達哉氏を固定資産評価員に選任することに同意
《報告案件》 令和2年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について 令和2年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について 令和2年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について 令和2年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	

## 編集後記

新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的大流行)が始まってから一年余り。この間、私たちはとても厳しく、辛い経験を重ねてまいりました。

やるせない憤懣ふまんをお持ちの方も多いんじゃないかと思いますが、今、私たちのいる場所から、歩む先の未来を少しでも良いものにしてしようという主体的な意思をみんなで共有してまいりたいと思います。

まだまだ、暑い日が続きますが、どうかご自愛ください。

### 議会広報編集委員会

委員長 伊谷 賢司  
副委員長 岩本 孝  
委員 吉田 雅範  
吉田 正  
養田 全康  
山口 耕司  
藤富美恵子  
〃 (議長)  
〃 (副議長)



問い合わせ先 五條市議会事務局

電話 (23) 2000 〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号  
令和3年8月1日発行 市議会だより GOJO 80号